

財務監査（随時監査）等の結果について

監査委員は、令和3年 11 月 12 日から令和4年3月1日までの間に、本庁機関1か所及び出先機関1か所について、財務監査（随時監査）等を実施し、6件の指摘事項が認められました。

1 監査の内容

財務監査（随時監査）は、監査委員において必要があると認めるときに、財務に関する事務の執行等を対象として実施するものです。

また、行政監査は、監査委員において必要があると認めるときに、事務の執行（財務監査の対象を除く。）を対象として実施するもので、財務監査（定期監査）と併せて実施することを通例としています。

(1) 臨時財務監査及び臨時行政監査

新型コロナウイルス感染症対策への対応状況等に鑑み、これまで令和2年度の事務事業を対象とした財務監査を実施していなかった機関のうち本庁機関1か所（産業労働局総務室）において、令和2年度の事務事業を対象として臨時に監査（臨時財務監査）するとともに、この監査と併せて臨時に行政監査（臨時行政監査）を実施しました。

(2) 臨時財務監査

令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して警備業務委託契約に係る支払状況を確認する必要があると認められた出先機関1か所（企業庁谷ヶ原浄水場）において、当該支払状況を臨時に監査（臨時財務監査）しました。

2 監査の結果

臨時財務監査及び臨時行政監査を実施した本庁機関1か所並びに臨時財務監査を実施した出先機関1か所において不適切事項が6件認められ、その詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（令和4年3月25日付け）のとおりです。

不適切事項とは、「法令等に違反するもの」「予算目的に反しているもの」「不経済な行為又は損害が生じているもの」「事務処理等が適切を欠くもの」のいずれかに該当するものです。

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 高瀬 電話 045-285-5053

副課長 中嶋 電話 045-285-5054